

はじめに

医学・薬学など生命科学の発展に伴い、これらの学問領域において動物実験の重要性はますます大きくなってきている。私達の生活にかかわる医薬品および種々の化学物質の人体に及ぼす影響に関する研究は、薬理学・毒性学など動物実験を基礎とする学問によって支えられている。従って動物実験の信頼性を向上させるためには可能な限り努力を惜しんではない。実験動物の飼育環境を向上させる重要性は、「医薬品の安全性試験の実施に関する基準（Good Laboratory Practice, GLP）」にうたわれているとおりである。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」などの法的規則が整備されてきており、実験動物においても科学的にはもとより、動物福祉の観点からも十分に配慮がなされなければならない。本書「昭和薬科大学実験動物研究施設の利用指針」を熟読し、適切な動物実験を行うように心がけていただきたい。

平成 23 年 9 月

実験動物施設運営委員会

委員長	伊東 進
委員	福森 隆二
	宇都宮 郁
	小野寺 敏
	清水万紀子
	土屋 幸弘

I. 規程

I. 実験動物研究施設管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、「動物の保護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」、「実験動物の飼養及び保管に関する基準(昭和55年総理府告示6号)」、「大学等における実験動物について(文部省額術国際局通知)(昭和62年文学情第141号)」並びに「動物の愛護及び管理に関する法律(動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律)平成12年12月1日」等の告示に基づき、本学の実験動物研究施設(以下「施設」という。)を適切に管理し、良質の実験動物管理を行うことにより、生命科学の教育及び研究の推進に寄与することを目的としている。

(管理運営委員会)

第2条 教授会規程第11条の規定に基づき、本施設の管理運営については、実験動物施設運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第3条 委員会は次の委員をもって構成する。

1. 委員長
2. 本施設利用研究室から各1名の委員
3. その他本施設の管理運営上必要と認められた者。

第4条 委員長、委員は学長が任命する。

第5条 委員会は本施設の管理運営を適正かつ円滑に行うため、次の事項について協議する。

1. 本施設の管理・運営に関する事項
2. 本施設の増・改築に関する事項
3. 本施設の予算に関する事項
4. 動物の搬入、配置、飼育に関する事項
5. 施設内の機器、器具、薬品及び備品に関する事項。
6. 利用者への広報及び教育に関する事項
7. 実験にかかわる実験動物研究施設管理運営規程等の制定または改廃
8. その他委員会が必要と認めた事項

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞く

第7条 委員会には飼育技術者を出席させ、報告させたり意見を聞いたりすることができる。

(管理業務)

第8条 本施設には管理室を置く。

第9条 管理室は飼育管理者（実験動物研究施設運営委員会委員長）、飼育技術者（飼育管理者の下で、実験動物の飼育管理に従事する飼育主任者及び若干の補助員）及び施設管理者（昭和薬科大学事務局庶務部施設課長）をもって構成する。

第10条 管理室は委員長の指示に従って、次の作業を行う。

1. 施設の管理・運営（施設利用管理、施設の保守・洗浄・点検等）
2. 動物の飼育管理（動物の入・退管理、動物の検収・配置、動物の飼育、飼料の供給・管理等）
3. 事務的業務（委員会活動の補助、動物出納の管理・集計、利用者への広報・教育等）

（利用者）

第11条 本施設の利用者は、本学の教育職員、大学院学生、学部学生、研究員及び研究生であり、委員長により資格を認定された者とする。上記のうち本学教育職員以外の者が使用する場合には、本学教育職員の指導・監督を必要とする。ただし委員会が適当と求めた場合はこの限りでない。

第12条 本施設を利用する場合は、別に定める「実験動物研究施設利用法」に従わねばならない。

第13条 利用者が、第11条に定める事項に著しく違反した場合には、委員長はその利用を禁止することができる。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会が決める。

附則

この規程は、平成2年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

Ⅲ. 実験動物に関する法律・基準等

- 1) 動物の愛護及び管理に関する法律（環境省）

http://www.env.go.jp/nature/doubutu/aogo/amend_law2/index.html

- 2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）

http://www.env.go.jp/nature/doubutu/aogo/anim_guide/index.html

- 3) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

- 4) 実験動物の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）

<http://www.scj.go.jp/info/kohyo/pdf/kohyo-20-k16-2.pdf>

- 5) 東京都動物の愛護及び管理に関する条例

http://awn.sub.jp/awn/pf_ho/to_jore_kaispoint_h14.pdf